

令和5年度（2023年度）介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱

1 趣旨

福祉・介護人材の安定的な確保を図るため、地域医療介護総合確保基金による介護従事者確保総合推進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 補助事業等

「介護従事者確保総合推進事業実施要綱」（平成27年7月27日付け福祉第1425号保健福祉部長決定）に基づき行われる、この補助金の対象事業、補助事業者、補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

3 算定方法

この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める事業ごとに、第3欄に定める補助基準額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。ただし、算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 交付申請

この補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式）（平成10年北海道告示第500号北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式。以下「保福第〇号様式」について同じ。）に次に掲げる書類を添付し、告示された期限までに、別表（2）の事業については総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に、それ以外の事業及び補助事業者が札幌市内に所在する施設等については知事に、提出しなければならない。

なお、補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

- (1) 事業計画書（保福第262号様式（介護のしごと魅力アップ推進事業））（保福第263号様式、保福第263の2号様式（キャリアパス支援等研修事業））（保福第1の2号様式、保福第416号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））（保福第415号様式（介護技能習得支援事業））（保福第473号様式（介護助手普及促進事業））（保福第477号様式（外国人留学生生活支援事業））
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式（介護事業所内保育所運営支援事業を除く。））（保福第417号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））
- (3) 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- (4) 事業予算書（保福第1の20号様式）
- (5) 資金収支計画書（保福第1の32号様式）
- (6) 補助金の交付申請等に関する協定書

- (7) キャリアパス支援研修事業ユニット構成施設・事業所一覧
- (8) 保育士等給与費明細書（保福第 418 号様式）
- (9) 介護事業所内保育所利用児童数調（保福第 456 号様式）
- (10) 保育料及び保育時間が規定された規則等の写し（原本証明をしたもの）
- (11) 委託契約書の写し（原本証明をしたもの）及び運営要綱等
 - ※（6）及び（7）はキャリアパス支援等研修事業においてユニットを構成する場合のみ
 - ※（8）、（9）及び（10）は介護事業所内保育所運営支援事業のみ
 - ※（11）は介護事業所内保育所運営支援事業において運営等を外部に委託している場合のみ

5 交付条件

補助事業者に補助金を交付する場合は、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則及び本補助金交付要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助事業等の内容を変更するときは、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の 10 分の 2 を超えないとき。
 - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事又は総合振興局長等に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (11) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、(10)

により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

- (12) 補助事業者が実施する奨学金等の貸与を受けた留学生が、補助事業者が運営する北海道内の介護サービス事業所等で5年間(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)において定める過疎地域においては3年間)継続(又は通算)して就労した場合は、補助金に相当する額の奨学金等の返還を免除しなければならない。
- (13) (12)の規定に該当しない場合、奨学金等の貸与額の内、補助金に相当する額を、北海道知事が指定する期日までに遅滞なく返還しなければならない。
- (14) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (15) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (16) この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければならない。
- (17) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (18) (17)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (19) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (20) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (21) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは

質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

6 補助金の変更申請

この補助金の交付決定後の事情により、補助事業の内容又は補助対象経費等を変更しようとする場合は、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に4に掲げる書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

7 補助金の概算払

補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、補助金等概算払申請書（保福第1の26号様式）に最新の資金収支計画書を添えて、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

8 概算払の決定等

7の申請に基づき、補助事業等の遂行に必要な資金を、必要の都度、概算払することができるものとする。ただし、7の規定による資金収支計画を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

9 補助事業の中止又は廃止

補助事業者が、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）を知事又は総合振興局長等に提出し承認を受けなければならない。

10 補助金の実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（保福第262号様式（介護のしごと魅力アップ推進事業））（保福第263号様式、保福第263の2号様式（キャリアパス支援等研修事業））（保福第1の2号様式、保福第416号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））（保福第415号様式（介護技能習得支援事業））（保福第473号様式（介護助手普及促進事業））（保福第477号様式（外国人留学生生活支援事業））
 - (2) 補助金等精算書（保福第1の30号様式（介護事業所内保育所運営支援事業を除く。））（保福第417号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））
 - (3) 事業精算書（保福第1の31号様式）
 - (4) 保育士等給与費明細書（保福第418号様式）
 - (5) 介護事業所内保育所利用児童数調（保福第456号様式）
 - (6) 介護事業所内保育所運営支援事業実績報告書（保福第457号様式）
 - (7) 委託料精算書（原本証明をしたもの）
 - (8) 対象者の同意書兼誓約書
 - (9) 対象者の福祉人材センター・福祉人材バンクが発行した求職者登録証の写し
 - (10) 対象者の初任者研修及び生活援助従事者研修の修了証明書の写し
 - (11) 在職証明書（保福第488号様式）
- ※（4）、（5）及び（6）は介護事業所内保育所運営支援事業のみ
※（7）は介護事業所内保育所運営支援事業において運営等を外部に委託している場合のみ
※（8）、（9）、（10）及び（11）は介護技能習得支援事業のみ

11 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。